

(培養及び保管に用いた条件を記載した文書の請求)

第十七条 第十五条第一項の規定により、寄託された微生物の試料を請求する者は、その微生物の培養及び保管に用いた条件を記載した文書を請求することができる。

2 前項の請求は、第十五条第一項の請求と同時にしなければならない。

(分譲の通知)

第十八条 国際寄託当局の長は、第十五条第一項の規定により、寄託された微生物の試料を分譲したときは、寄託者に対し、規則⁴11.(g)による通知をするものとする。

(条約第四条(1)(a)の規定による通知)

第十九条 国際寄託当局の長は、寄託された微生物の試料を分譲することができないことを確認したときは、その旨を理由を付して寄託者に通知するものとする。

(科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の請求)

第二十条 第十五条第一項の規定により、寄託された微生物の試料の分譲を受けることができる者は、その微生物の科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書を請求することができる。

(受託する微生物の種類)

2 前項の請求は、国際寄託当局の長が定める様式によりしなければならない。

(国際寄託当局が受託する微生物の種類について)

第二十一条 国際寄託当局が受託する微生物の種類については、国際寄託当局の長が定めるものとする。

(賠償責任)

第二十二条 国際寄託当局の長は、条約上の国際寄託当局としての業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(言語)

第二十三条 書面は、第二項及び第三項に規定するもので除き、日本語で作成しなければならない。

2 委任状その他の添付書類であつて外国语で作成したものには、日本語による翻訳文を添付しなければならない。

3 第十五条第一項の請求書は、日本語その他の国際寄託当局の長が定める言語で作成しなければならない。

(手数料)

二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、国際寄託当局の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第一条又は第九条の規定により原寄託又は再寄託に係る申請書等を提出する者

二 第十二条第四項の規定により科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正に関し証明を請求する者

三 第十三条第一項の規定により生存試験を行うことを請求する者

四 第十四条第一項の規定により生存に関する証明書の交付を請求する者

五 第十五条第一項の規定により微生物の試料の分譲を請求する者(第十五条第一項第一号に掲げる者を除く。次号において同じ。)

六 第二十条第一項の規定により手数料を納付すべき者が国及び独立行政法人(特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)第七十七条第二項の政令で定める独立行政法人に限る。)であるときは適用しない。

3 第一項の手数料を印紙をもつて納付するときは、特許印紙を用いることができる。

4 納付された手数料は、返還しないものとする。

(微生物の廃棄)

第二十五条 第五条第一項の規定により受託を拒否された微生物、寄託に関して取り下げられた申請に係る微生物、又は規則⁹1に定める期間を経過した寄託に係る微生物は、国際寄託当局において廃棄するものとする。

(規程の届出)

第二十六条 国際寄託当局の長は、この実施要綱に基づき、国際寄託当局が行う特許出願に係る微生物の寄託等に関する規程を定め、特許庁長官へ届け出なければならない。

附 則

○経済産業省告示第二百九十一号
特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第二十七条の二第一項の規定により特許庁長官の指定する機関が行う特許出願に係る微生物の寄託等に関する実施要綱を次のようく定めたので、告示する。

一 第二項第一項の要件を満していないとき

2 第三条第二項に基づき指定機関の長が定める方法に反するとき

3 第一条の申請書が日本語で作成されていないとき

4 第十二条第一項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき

2 指定機関の長は、寄託申請が前項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当するときは、相当前の期間を指定して、書面により手続の補正をすることを求めるものとする。

3 指定機関の長は、前項第二号の請求は、指定機関の長が定める

特許微生物寄託等事業実施要綱

(通則)

第一条 特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定により特許庁長官の指定する機関(以下「指定機関」という。)が行う特許出願に係る微生物の寄託等については、この実施要綱の定めるところによる。

(寄託申請)

第二条 第六条及び第十七条の場合を除き、微生物の寄託をしようとする者は、その微生物及び指定機関の長が定める申請書を指定機関の長に提出しなければならない。

(微生物の形態等)

第三条 微生物の寄託をしようとする者は、指定機関がこの実施要綱に従つて業務を遂行するため必要な量の微生物を提出しなければならない。

(微生物の提出の方法)

第四条 指定機関の長は、次に掲げる場合は、その微生物についての受託を拒否することができることとする。

1 その微生物が第十九条の規定により指定機関の長が定めた種類の微生物でないとき

2 指定機関がその微生物につき指定機関の長が定める規程に従つて行わなければならない業務を技術的に遂行することができないとき

3 その微生物が明らかに失われている状態又は科学的理由によりその微生物について受託することができない状態で寄託されたとき

4 指定機関の長は、前項の規定により受託を拒否したときは、その旨を理由を付して微生物の寄託をしようとする者に通知するものとする。

(受託の拒否)

第五条 指定機関の長は、次に掲げる場合は、その微生物についての受託を拒否することができることとする。

1 その微生物が第十九条の規定により指定機関の長が定めた種類の微生物でないとき

2 指定機関がその微生物につき指定機関の長が定める規程に従つて行わなければならない業務を技術的に遂行することができないとき

3 その微生物が明らかに失われている状態又は科学的理由によりその微生物について受託することができない状態で寄託されたとき

4 指定機関の長は、前項の規定により受託を拒否したときは、その旨を理由を付して微生物の寄託をしようとする者に通知するものとする。

(受託の交付)

第六条 指定機関の長は、寄託申請に係る微生物について受託したときは、寄託者に対し、受託証を交付するものとする。

(科学的性質及び分類学上の位置の表示等)

第七条 指定機関の長は、その旨を微生物の寄託をしようとする者に通知するものとする。

2 この場合において、指定機関の長は、その旨を微生物の寄託をしようとする者に通知するものとする。

3 前二項の表示又は修正は、指定機関の長が定める様式によりしなければならない。

4 第一項の表示又は第二項の修正をした寄託者は、その表示又はその修正に関し、証明を請求することができる。

(生存試験)

第五条 指定機関の長は、次に掲げる場合は、その微生物について受託するものとする。

1 第三条第一項の要件を満していないとき

2 第三条第二項に基づき指定機関の長が定める方法に反するとき

3 第一条の申請書が日本語で作成されていないとき

4 第十二条第一項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき

2 指定機関の長は、寄託申請が前項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当するときは、相当前の期間を指定して、書面により手続の補正をすることを求めるものとする。

3 指定機関の長は、前項第二号の請求は、指定機関の長が定める